

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成27年10月21日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成27年9月1日	山科区	北花山市田町	1	—	—	平成27年9月1日
	南区	唐橋羅城門町	—	—	3	
		久世大築町	—	—	1	
	伏見区	深草大亀谷東寺町	1	—	—	
平成27年9月10日	北区	紫竹下ノ岸町	—	—	1	平成27年9月10日
		西賀茂柿ノ木町	—	—	1	
		西賀茂丸川町	—	—	1	
		大宮南田尻町	—	—	1	
		西賀茂井ノ口町	—	—	1	
	右京区	太秦安井西沢町	5	—	—	
		太秦安井一町田町	5	—	—	
		太秦安井松本町	4	—	—	
		太秦森ケ東町	2	—	—	
平成27年9月15日	北区	北野下白梅町	—	—	1	平成27年9月15日
		衣笠天神森町	—	—	1	
		衣笠大祓町	—	—	1	
		平野宮敷町	—	—	1	
	山科区	大宅辻脇町	—	—	1	
	西京区	檜原百々ヶ池	2	—	—	
	伏見区	桃山町因幡	—	—	1	
		桃山町東町	—	—	1	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成27年9月15日	伏見区	深草大亀谷万帖敷町	—	—	1	平成27年9月15日
平成27年9月25日	北区	上賀茂葵之森町	1	—	—	平成27年9月25日
	左京区	岡崎東天王町	1	—	—	
		岩倉三宅町	—	—	1	
		岩倉中町	—	—	1	
平成27年9月29日	北区	西賀茂井ノ口町	—	—	1	平成27年9月29日
		西賀茂樋ノ口町	—	—	1	
		大宮南田尻町	—	—	1	
		紫竹上堀川町	—	—	2	
		紫竹東高縄町	1	—	—	
	中京区	西ノ京南聖町	1	—	—	
		壬生辻町	—	—	2	
	下京区	中堂寺南町	—	—	1	
	右京区	嵯峨天龍寺油掛町	1	—	—	
	西京区	檜原下池田町	2	—	—	
		檜原百々ヶ池	2	—	—	
	伏見区	久我本町	—	—	1	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4 2 番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)